

「新しい東北」官民連携推進協議会 連携セミナー制度 制度概要

制度趣旨

「新しい東北」官民連携推進協議会 連携セミナー制度は、協議会の会員による「新しい東北」の創造に向けた活動の普及・展開及び情報発信、あるいは活動の促進を目的としています。

協議会の活動の一環として、会員による「新しい東北」の創造に向けた活動に関する公開型のセミナー、ワークショップ等の開催経費の一部を協議会が支援するとともに、協議会ポータルサイト等を通じた周知広報を行うことで、活動の普及・展開や参加者の募集等について支援します。

支援の内容

申請できる団体

「新しい東北」官民連携推進協議会の会員

対象となる事業(次の要件を全て満たすもの)

1. 「新しい東北」官民連携推進協議会の会員が主催する事業であること。
2. 「新しい東北」の創造に向けた公開型のセミナー、ワークショップ等であること。
3. 主催及び共催団体の関係者を除く一般の参加者が 50 名以上であること(ワークショップ形式で実施する場合のみ 50 名より少ない参加者での実施に対し支援を行います。ただし、この場合でも、主催及び共催団体の関係者を除く一般の参加者が 15 名以上参加するものが支援対象です。)
4. 「新しい東北」の創造に向けた会員の活動の普及・展開及び情報発信、あるいは活動の促進を目的とした事業であること。
5. 事業の内容について、開催後、「新しい東北」官民連携推進協議会ポータルサイト上で公表することが可能であること。

※ ただし、以下の事業は対象となりません。

- ・ 物品等の販売、その他営利を目的とするもの。
- ・ 公序良俗に反するなど適当でないと認められるもの。

支援金額

支援金額は 30 万円を上限とします。

支援対象経費

- ・ 会場借上費:開催会場の使用料金(機器や物品の借上費を含む。)
 - 可能な限り、公共の会場を使用してください(民間の会場を使用する場合、その必要性を説明していただきます。また、事業の内容に比して、会場が華美であり、その借上費が高額と判断される場合には支援できません。)
 - 準備・片付けのための借上時間は、必要最小限としてください。

※ 制度の趣旨上、外部から講師を招へいすることは想定されていませんが、事業の性質上、外部から講師を招へいする必要がある場合、次の事項に留意をお願いします。

- 講師の謝金への支援は、上限2万円/人です。これを超える場合、講師の過去の実績等を示していただく必要があります。申請者が講師に支払う謝金の全額を支援できない場合があります。
- 講師の謝金への支援(上限2万円/人)は、最低30分の講義等を想定しています。これより短い時間の講義等を行う場合には、支援額を減額することがあります。
- タクシー代は支援できません。
- 講師の前泊、または後泊の費用は相応の理由がある場合にのみ支援します。

※ ただし、以下に該当する経費は対象となりません。

- ・ 当該費目の全部または一部について、国・地方公共団体等から補助・助成、または、企業から協賛金等の支援を受けている。
- ・ 事業の内容に比して、過大な費用を計上していると認められる。

広報支援

- ・ 「新しい東北」官民連携推進協議会としてのプレスリリース
- ・ 会員向けメール配信
- ・ 「新しい東北」官民連携推進協議会Facebookページでの投稿

申請方法

申請書に収支予算書及び関係資料(企画書、広報用チラシ等)を添えて、事務局にメールにて提出してください。

申請期間

令和2年2月14日まで申請は随時受け付けます。事業を実施する少なくとも4週間前までに、事務局に申請を行ってください。

※ 申請後に事業の計画に変更が生じた場合、速やかにその旨を事務局にご連絡の上、変更の申請を行ってください。ただし、変更の申請が、事業の実施の4週間前を切って行われた場合であって、変更に対応の理由がないと判断されるときには支援できないことがあります。十分に計画を立てた上で、申請を行ってください。

※ 事前に変更の申請がないままに事業を変更して実施した場合、事後に支援の承認を取り消す場合があります。

その他注意事項

1. 事業実施後、実施報告書及び収支決算書を事務局にご提出ください。実施報告書は、「新しい東北」官民連携推進協議会ポータルサイトに掲載します。
- ※ 実施報告書は、事業結果について具体的に記載してください。実施報告書の内容から事業の内容・成果等が認められないときは、支援の承認を取り消す場合があります。
2. 支援金のお支払いは、実施報告書のご提出後となります。
 3. 1団体につき、連携支援制度、連携セミナー制度を合算して、年度中2回まで支援を申請できます。

お問い合わせ

「新しい東北」官民連携推進協議会 事務局（PwC コンサルティング合同会社）

Tel : 03-6869-5330 (9:00~17:30 土曜・日曜、祝日を除く)

Mail : JP_Cons_New-Tohoku@pwc.com